

全建事発第 109 号
平成 28 年 3 月 14 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
〔 公 印 省 略 〕

平成 28 年度 土木工事・業務の積算基準等の改定について

標記の件につきまして、国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局公共事業企画調整課及び国土技術政策総合研究所より本日公表されました。

つきましては、本件につき会員企業に対するご周知を賜われますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

添付資料

・報道発表資料

※なお、報道発表資料のほかに、概要及び参考資料がございますが、ファイル容量の関係で、次の URL より参照いただきますようお願いいたします。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000334.html

(担当) 事業部 中森

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

平成28年3月14日
大臣官房 技術調査課
総合政策局

公共事業企画調整課
国土技術政策総合研究所

i-Construction (建設生産性革命) の推進に向けた 積算基準の見直しについて

～平成28年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準の改定～

国土交通省では、調査・測量、設計、施工、検査及び維持管理・更新のあらゆるプロセスに ICT を取り入れること等で生産性を向上する「i-Construction」を推進しており、このたび ICT 施工の新たな積算基準を制定します。

また、i-Construction の推進やメンテナンス産業の育成、品確法改正を踏まえた基準の充実を通して、建設現場のプロセス全体の生産性の向上が図られ、「現場の安全性の向上」、「労働者一人一人の賃金水準の向上」、「休暇の確保」により魅力ある建設現場の実現につながるよう積算基準を改定します。

【改定項目】

1. i-Construction の本格実施に向けた基準の新設

2. メンテナンス産業の育成

- (1) 「橋梁保全工事」の新設
- (2) 「維持工事」の積算方法の見直し
- (3) 「道路維持工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

3. 品確法改正を踏まえた基準等の充実

- (1) 大都市補正の増設
- (2) 交通誘導警備員の計上方法の見直し
- (3) 「河川・道路構造物工事」「鋼橋架設工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し
- (4) 土木工事標準歩掛等の改定

4. その他の改定

- (1) 東日本大震災被災3県における補正の継続

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

大臣官房技術調査課

(担当) 全般

TEL:03-5253-8221

FAX:03-5253-1536

事業評価・保全企画官

マサヤ ユウゴ
榎谷 有吾 (内線22353)

(担当) 設計業務等の積算基準・共通仕様書関係

課長補佐

カンドリ ヒロトシ
神鳥 博俊 (内線22352)

総合政策局公共事業企画調整課

TEL:03-5253-8286

FAX:03-5253-1556

(担当) 標準歩掛・機械等損料関係

課長補佐

オビツ トズミ
小櫃 基住 (内線24953)

(担当) ICTに関する基準関係

課長補佐

ヤマグチ タカシ
山口 崇 (内線24912)

国土技術政策総合研究所防災・メンテナンス基盤研究センター建設システム課

TEL:029-864-2677

FAX:029-864-2547

(担当) 施工パッケージ型積算

主任研究官

スギタニ ヤスヒロ
杉谷 康弘

生産性革命に向けた積算基準の見直しについて

土木工事積算基準等について以下の改定等を実施します。

1. i-Constructionの本格実施に向け、ICT土工用の積算基準を新設
2. 社会インフラのメンテナンスの重要性を踏まえ、メンテナンス産業を育成するための基準の改定
3. 昨年度の品確法改正を踏まえ、適正な利潤の確保を図るため、更なる積算基準の充実

■ i-Constructionの本格的実施に向けた基準の新設

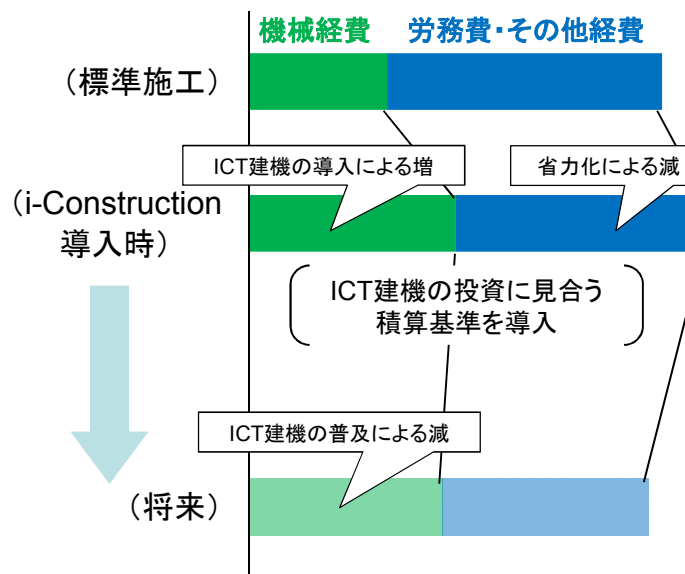
1. 積算基準の新設

○ICT建機の普及に向け、ICT建機のリース料などに関する新たな積算基準を策定。

《新たな積算基準のポイント》

- ①対象工種
 - ・土工(掘削、路体(築堤)盛土、路床盛土)
 - ・法面整形工
- ②新たに追加等する項目
 - ・ICT建機のリース料
(従来建機からの増分)
 - ・ICT建機の初期導入経費
(導入指導等経費を当面追加)
- ③従来施工から変化する項目
 - ・補助労務の省力化に伴う減
 - ・効率化に伴う日当たり施工量の増

(イメージ図)



生産性革命に向けた積算基準の見直しについて

■ メンテナンス産業の育成

2. 「橋梁保全工事」の新設

○橋梁の保全(修繕)の工事が、現行の工種区分(「道路維持工事」等)では間接費の率に乖離があることや、保全工事が今後増加することを踏まえ、「橋梁保全工事」を新設。

3. 「維持工事」の積算方法の見直し

○維持工事は、実施内容や場所が固定化されてないため、他の工事に比べ長期間のスケールメリットが薄いことから、年度をまたぐ国債の維持工事については全体額で間接費を積算する方式から、単年度毎に間接費を積算する方式に変更。

4. 「道路維持工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

■ 品確法改正を踏まえた基準の充実

5. 「大都市補正」の増設

○東京特別区や横浜市、大阪市は、他の地域に比べ沿道の工事制約条件が多いなど、安全費や営繕費、運搬費等において費用が嵩む実態があることから、「大都市補正」に新たな補正值を増設。

6. 「交通誘導警備員」の積算方法の見直し

○交通誘導警備員は現行積算において、その経費部分に支出実績との乖離があることから、交通誘導に必要な訓練や安全用品等の費用の積算方法を見直し。

7. 「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

■ その他

8. 東日本大震災被災3県における補正の継続

9. 低入札調査価格基準の見直し

改定概要

1. i-Construction の本格実施に向けた基準の新設

i-Construction の本格実施に向けて ICT 建機の普及を進めるため、このたび、ICT 建機による施工歩掛や ICT 建機の機械経費(リース料)などに関する新たな基準を設けた ICT 施工の新たな積算基準を新設します。

新設する工種は以下の通り。

河川土工、道路土工に該当する土工(掘削、路体(築堤)盛土、路床盛土)、法面整形工

2. メンテナンス産業の育成

(1)「橋梁保全工事」の新設

橋梁の保全(修繕)の工事が、現行の工種区分(「道路維持工事」等)では間接費の率に乖離があることや、保全工事が今後増加することを踏まえ、「橋梁保全工事」を新設。

(2)「維持工事」の積算方法の見直し

維持工事は、実施内容や場所が固定化されてないため、他の工事に比べ長期間のスケールメリットが薄いことから、年度をまたぐ国債の維持工事については全体額で間接費を積算する方式から、単年度毎に間接費を積算する方式に変更。

(3)「道路維持工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

最新のデータから間接費率の見直しを行いました。

3. 品確法改正を踏まえた基準等の充実

(1)大都市補正の増設

東京特別区や横浜市、大阪市は、他の地域より間接費がかかる実態があることから、現行の大都市補正よりも補正率の高い大都市補正を増設します。

- ・対象地域:東京特別区、横浜市、大阪市
- ・対象工種:電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事
- ・補正方法:共通仮設費2.0倍、現場管理費1.2倍

(2)交通誘導警備員の計上方法の見直し

これまで、交通誘導警備員は、共通仮設費の積み上げ分として計上していましたが、安全費等に実態と乖離があるため、実態に合わせて直接工事費に計上する方法に変更します。

(3)「河川・道路構造物工事」「鋼橋架設工事」の間接費を施工実態に合わせて見直し

最新のデータから間接費率の見直しを行いました。

(4) 土木工事標準歩掛等の改定

土木工事標準歩掛は、標準的な施工条件における単位施工量当り若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種毎にとりまとめたものです。

今回、以下の通り6工種の歩掛を新たに制定する他、10工種の歩掛について実態調査を踏まえて改定します。また、建設機械等損料算定表についても改定します。

①新規制定【6工種】

土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)、安定処理工(自走式土質改良工)、かごマット工(多段積型)、ブロックマット工、床版補強工(炭素繊維接着工法)、油圧圧入引抜工($180 < N_{max} \leq 600$)

②維持修繕に関する歩掛^{ぶがかり}の改定【2工種】

舗装版クラック補修工、排水構造物清掃工

③日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【8工種】

原動機燃料消費量、重建設機械分解・組立、中掘工、切土及び発破防護柵工、汚濁防止フェンス工、防護柵設置工(ガードケーブル設置工)、PC橋架設工、伸縮装置工(鋼製)

④燃料消費量の改定を行った工種【53工種】

原動機燃料消費量の改定に伴い、使用機械の燃料消費量を改定

⑤建設機械等損料の改定

基礎価格や年間管理費率等の見直しを行い改定

4. その他の改定

(1) 東日本大震災被災3県における補正の継続

東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)では、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足により、作業効率の低下等が生じており、直接工事費や間接工事費について設定した補正を継続します。

【直接工事費】

①日当り作業量の低下を確認したため、以下の工種で歩掛を補正します。

- ・土工(掘削積み込～土の敷均し・締固めまでの一連作業)【3工種】

日当り作業量の低下率 : 20%

- ・コンクリート工【29工種】

日当り作業量の低下率 : 10%

②機械損料について、維持修理費の増大を確認したため、以下の3機種について補正します。

ブルドーザ、バックホウ、ダンプトラック : 5%

【間接工事費】

- ①作業効率の低下による支出実態の乖離を補正します。
共通仮設費：1.5倍、現場管理費：1.2倍

(2)低入札価格調査基準の見直し

- 品質確保の観点から低入札価格調査基準の算定率を見直します。
(工事)現場管理費の算定率 80% → 90%
(業務)一般管理費の算定率 30% → 45%(土木コンサルタントの場合)

(3)施工パッケージ型積算方式の拡充

施工パッケージ型積算方式については、平成24年10月1日以降試行を開始し、平成25年10月1日・平成27年10月1日に拡充を行い、既に319施工パッケージを導入しています。今回、導入済みの施工パッケージについて、施工実態に基づき、16施工パッケージを改定するとともに、資材、労務、機械経費の物価変動に伴う標準単価および機労材構成比の改定を行います。改定後の単価は、「平成28年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」「平成28年度 東日本大震災の被災地で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載します。

(http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

また、平成28年10月1日以降に入札書提出期限日となる工事から、84施工パッケージを追加導入します。これに伴い、施工パッケージ型積算基準についても拡充し、国土交通省HPに掲載します。

(<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>)

(4)総価契約単価合意方式の見直し

平成22年度より導入している総価契約単価合意方式について、これまでの運用状況から明らかになった課題について、よりよい仕組みとするための改定を実施します。

- ① 間接工事費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費それぞれ一式で価格を合意していたため、新規項目の追加があっても当初合意率がかかって計上されていました。間接工事費内の新規項目の追加については、直接工事費の新規工種の追加同様、当初合意率のかからない積算方法に変更します。
- ② 単価包括合意方式を選択した場合、変更の都度、全ての単価の合意率が変わっていました。一度合意した単価について、変更の都度変わらないように見直します。

【名称変更】

改定前：単価包括合意方式

改定後：包括的単価個別合意方式

合わせて、手続きフローについても見直しを行います。

(5)土木設計業務等の積算基準・共通仕様書(案)の改定

土木設計業務等の積算基準について、実態調査の結果を踏まえ改定します。

(主な改定内容)

① 歩掛の改定3分野

② 詳細設計照査歩掛の改定(赤黄チェックの本格運用)

また、土木設計業務等共通仕様書(案)、測量業務共通仕様書(案)及び地質・土質調査業務共通仕様書(案)について、各種基準類の改定等を踏まえ一部改定を行います。

5. 改定内容の適用日について

土木工事標準積算基準及び業務積算基準については、平成28年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事・業務から適用します。

ただし、平成28年10月1日に新たに導入する施工パッケージについては、平成28年10月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事から適用することとします。

また、「維持工事」の積算方法の見直しについては、平成28年4月1日以降に契約を行う工事から適用できることとし、入札書提出期限日が平成28年4月以前に設定され、平成28年4月1日以降に契約を行う工事に適用する場合は、旧基準(平成27年度基準)により予定価格を作成し、契約を行った後、新基準(平成28年度基準)により積算しなおした額に当初請負費率を乗じて算出された額にて契約変更を行うこととします。

また、工事・業務における低入札価格調査基準及び工事における総価契約単価合意方式の見直しについては、平成28年4月1日以降に入札公告手続きを開始する工事・業務から適用します。